

葛飾区 感震ブレーカー設置補助

かんしん

感震ブレーカーとは

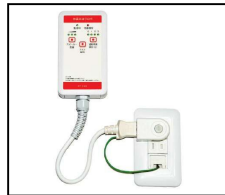
地震の強い揺れを感知して、電気を自動的に遮断する機器です。電気機器からの出火や、停電が復旧後の電気火災を防ぐことができます。

補助対象製品

分電盤外付型



コンセント型



分電盤内蔵型



感震機能付き分電盤
に取替える



※既存の分電盤を新しくする

感震ブレーカーの機能要件が決まっています。要件①②に当てはまらないと補助が受けられません。

要件① 一括遮断型の感震ブレーカーであること。

要件② 一般社団法人日本配線システム工業会の性能評価を受け、その自主規格に適合したとして認証されている、または、消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）の規定に基づき一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を受けていること。

補助の流れ

申請書は区役所・地区センター・区ホームページより取得できます。

STEP

1

感震ブレーカー設置完了

感震ブレーカー取付前後の写真を撮影。
型番が記載された請求書・領収書を用意

STEP

2

申請書・必要書類の提出

令和9年2月26日（金）までに提出

STEP

3

交付決定

＼区よりご自宅に通知が届きます／
請求書に振込口座を記載し送付

STEP

4

入金完了

対象判定フローチャート

スタート

葛飾区在住で**世帯全員**が

①～③にあてはまる世帯

① 満65歳以上

② 身体障害者手帳 1・2級

③ 愛の手帳 1・2度

いいえ



葛飾区内在住で④・⑤を
満たす住宅に居住する世帯

④ 2階以下の木造戸建て住宅

⑤ 世帯専用の分電盤がある

いいえ



対象外



はい

※該当する方は、「世帯全員」
の申請書で申請



はい

※ここ以降は、「火災危険度ランク用」
の申請書で申請

A

上限2万円

(10/10補助)

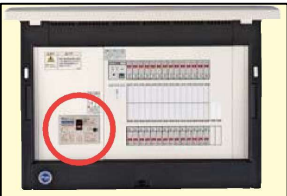
分電盤外付型



コンセント型



分電盤内蔵型



はい



火災危険度ランク3以上の地域に居住

- ▶ 立石1～4丁目・6～8丁目
- ▶ 東立石2～4丁目
- ▶ 四つ木1～4丁目
- ▶ 東四つ木3・4丁目
- ▶ 宝町1・2丁目
- ▶ 堀切1～8丁目
- ▶ 東堀切1・2丁目
- ▶ 小菅1～3丁目
- ▶ お花茶屋1～3丁目
- ▶ 亀有2・5丁目
- ▶ 西亀有3・4丁目
- ▶ 青戸1・2・5・6丁目
- ▶ 新小岩1～4丁目
- ▶ 東新小岩4～8丁目
- ▶ 西新小岩3～5丁目
- ▶ 奥戸2・3丁目
- ▶ 高砂2・3・5・6・8丁目
- ▶ 鎌倉1～4丁目
- ▶ 細田1・4・5丁目
- ▶ 柴又1～4・6・7丁目
- ▶ 新宿1・2・5丁目
- ▶ 金町2～5丁目
- ▶ 東金町3～6丁目
- ▶ 水元2・4丁目
- ▶ 東水元1丁目
- ▶ 南水元1・2・4丁目
- ▶ 西水元1～3・6丁目

B

上限5万円

(1/2補助)

感震機能付き分電盤に取替える



※既存の分電盤を新しくする



いいえ

**どの感震ブレーカーを設置しても
上限2万円(10/10補助)**

- ・分電盤外付型
- ・コンセント型
- ・分電盤内蔵型
- ・感震機能付き分電盤に取替える

問合せ 葛飾区 危機管理課 自助・共助係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

TEL:03-5654-8224 FAX:03-5698-1503

